

労働運動破壊のための共謀罪は 労働者の闘いで廃止しよう

松本 朗

1. テロ対策は関係なし

2017年6月15日、ついに共謀罪が成立してしまいました。この法律は政府がというような東京オリンピック開催に向けてテロ防止のためだという代物ではありません。法律の正式名称には「テロ等準備罪」となっていますが恒常的にテロ等の犯罪を標榜する組織に限定されているわけではありません。

共謀罪は約277もの多くの犯罪について「共謀」の段階から処罰できることが可能です。これは民衆や労働者が、国や企業の不正・不当な行為を糾す闘い、戦争に反対し平和を守るための主張や行動の自由を制限し、国家が市民社会に介入し、監視することを自由に保証するものです。

その内容は、長期4年以上の懲役又は禁固の刑を定める一定の犯罪について、組織的犯罪集団の団体活動として、当該行為の遂行を二人以上で計画した者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の準備行為を行ったときは、5年又は2年以下の懲役又は禁固に処するとしている。すなわち、二人以上で一定の犯罪の「共謀」(犯罪の合意)をし、何らかの「準備行為」を行っただけで犯罪として処罰することを容認するものとなっています。



2. 労働運動そのものが対象に

そしてそれは、適法に結成された労働組合であっても、一定の犯罪の「共謀」が存在したと捜査機関が判断すれば「組織的犯罪集団」と認めることが可能な概念となっています。また、「準備行為」という概念も、何を

準備とするかはっきりと決まっておらず、捜査機関の判断によって犯罪と無関係な行為も「準備行為」に当たると判断され、捜査の対象となり得てしまうのです。そして最大の問題は企業の経営者と政府がこれを悪用し労働組合活動そのものが捜査の対象になることが可能になるということなのです。

例えば、労働組合が不当解雇撤回などを求める企業門前での抗議行動を計画してチラシを作成したり、労働組合がストライキを計画して組合員への連絡文書を作成すること、労働組合が「ブラック企業」の製造する商品の不買運動を計画して記者会見の資料を作成すること、労働組合が団体交渉で要求を貫き何らかの妥結ができるまで交渉に応じるよう使用者に要求し続けることを組合内部の会議で確認すること、政府の労働法制改悪反対の行動を企画することなど、これらはいずれも正当な労働組合の活動にかかわる行為です。

しかし、これらの正当な組合活動についても、ひとたび共謀罪が適応されれば、「組織的な威力業務妨害」「組織的な信用毀損・業務妨害」「組織的な強要・組織的な逮捕監禁」「組織的な恐喝」などの「共謀」および「準備行為」をしたものと解釈し、それを口実に家宅捜査などが行われ、組合員が逮捕されたり組合事務所が捜索・差押えされたりすることも可能になるのです。

3. 共謀罪は現代の「団結禁止法」

過去にも、捜査機関により労働組合員が犯罪をでっち上げられて逮捕されるという刑事弾圧事件はいくつもありました。歴史的にみれば労働運動の弾圧に共謀罪が利用される可能性は1800年にイギリスでつくられた団結禁止法の事例をみても明らかです。団結禁止法はもともと、労働者が賃上げの要求やストライキを相談することが、資本家の営業の自由を制限する共謀罪だ、とされたところから始まりました。労働組合の争議が、共謀罪の対象から最終的に外されるまで100年以上かかりました。共謀罪がどれほど労働運動の足枷となるか、歴史をみても明らかです。一旦共謀罪が悪用されると、結果的に共謀罪を根拠に立件された事件について裁判所が無罪判決を出したとしても、正当な組合活動に対する萎縮効果が生じ、労働組合に大きな打撃をあたえてしまうのは明らかです。

また2016年7月3日に共謀罪の先取りのような事

件が起きました。7月10日に投開票された参院選大分選挙区で当選した民進党現職らの支援団体が入居する大分県別府市の建物の敷地内に、同県警別府署員が選挙期間中、隠しカメラを設置し、人の出入りなどを録画していたことが発覚しました。県警や関係者によると、隠しカメラが設置されていたのは、別府市南荘園町の別府地区労働福祉会館で、連合大分の東部地域協議会や別府地区平和運動センターなどが入居しており、参院選の際には大分選挙区で立候補した民進党現職の足立信也氏や、比例代表に出馬した社民党の吉田忠智党首の支援拠点になっていました。

カメラの中身は別府署員がカメラを設置する様子も映っていました。署幹部が謝罪に訪れ、同24日にカメラを撤去しましたが、県警は「カメラを仕掛けたのは別府署刑事課の署員2人。同署が設置を決め、場所も同署で判断した」という。設置した署員は「雑草地だったので、(同会館の)管理地だとは思わなかった」と話したといえます。

さらに県警は「個別の事案について、特定の人物の動向を把握するためにカメラを設置した。対象者が誰かは言えない。不特定多数を対象にしていたわけではない」と説明し、一応謝罪しましたが「管理地ならよかった」わけでもなく「個別の事案」でこのような警察の監視が許されるわけがありません。しかし共謀罪が成立した今、「別の事案」で共謀すると判断すればこれは合法となってしまいます。

4. どんなことに共謀罪が適用されるか

今後、共謀罪が労働組合に適用される可能性があるのはどのような事案なのでしょう。

- ①要求に誠実に対応するまで団交を継続しようと決議したら、組織的逮捕監禁の共謀罪、
- ②親会社・持株会社や取引先、金融機関等に要請行動を行い面会をを求めることを決議したら、組織的強要の共謀罪、
- ③労働組合や争議団がビラまきや街頭宣伝を行うことを決定したら、組織的信用毀損、組織的業務妨害の共謀罪、
- ④退職金の上積みや解決金支払いを要求することを決定したら、組織的恐喝の共謀罪、
- ⑤労働債権や雇用確保のために事業場を占有したり、会社資産を一時的に組合管理におくことを決議すると、組織的威力業務妨害、組織的強制執行妨害目的財産損壊、組織的執行行為妨害、組織的執行関係売却妨害の共謀罪、

等々です。

5. 労働者の生存権かけて廃止に

労働運動は現行の法律では、団結権、団体交渉権、団体行動権(争議権)のもとで闘うことが保障されています。労働基準法を守った働かせかたをしている企業は強い労働組合の存在する企業だけであり、あとはほとんど労働法を守らない企業ばかりです。労働基準法が守られていれば過労死することもないし、貧困に陥ることもなく、不当な理由で解雇されることもないので、労働組合があれば闘うことによってイジメや人権侵害をやめさせることもできるし、賃上げを要求し、職場の環境を改善することができます。そのために労働者が団結し、資本や企業と生存権を賭けた闘いになり、それは熾烈なものになるのは当然です。

共謀罪は、国家の不正や戦争へ突き進もうとする政治に対して反対し、その地に住み生きる人々の声と要求を潰すためにつくられた法律です。

しかし所詮は「国家」の中の1%にも満たない権力者によって作られたモノであり社会の圧倒的多数を占める労働者の闘いによって必ず廃止にできる法律なのです。労働者の生存権を賭け、共謀罪廃止の闘いのうねりを労働運動の中から構築しよう。